

診療用エックス線装置備付届

令和〇年〇月〇日

水戸市長 様

病院名（診療所名） 〇〇内科クリニック
所在地 水戸市〇〇町〇〇-〇
連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
管理者の氏名 〇〇 〇〇

診療用エックス線装置を備え付けたので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則（以下「規則」という。）第24条の2の規定により次のとおり届け出ます。

1 エックス線装置に関する事項		
製作者名	株式会社〇〇〇〇	
型式	〇〇〇〇〇〇	
2 エックス線高電圧発生装置の定格出力		
連続	キロボルト (kV)	ミリアンペア (mA)
短時間	〇〇キロボルト (kV)	〇〇ミリアンペア (mA) 〇〇秒
蓄放式	キロボルト (kV)	マイクロファラド (μ F)
エックス線管の数	〇管球	
管球の用途	一般撮影 透視撮影・乳房撮影・間接撮影・骨密度測定・ 移動型・CT・歯科用（口内・全顎・ ）・ その他（ ）	
使用診療室名	エックス線撮影室	
3 エックス線診療に従事する医師，歯科医師，診療放射線技師又は診療エックス線技師に関する事項		
氏名	職種	エックス線診療に関する経歴
※当該エックス線装置の撮影に従事する医師，歯科医師又は診療放射線技師全員を記載すること。		
〇〇 〇〇	医師	免許番号第〇〇〇〇号 平成〇年〇月〇日取得 令和〇年〇月〇日 〇〇内科クリニック 入職
〇〇 〇〇	医師	免許番号第〇〇〇〇号 平成〇年〇月〇日取得 令和〇年〇月〇日 〇〇内科クリニック 入職
〇〇 〇〇	放射線技師	免許番号第〇〇〇〇号 平成〇年〇月〇日取得 令和〇年〇月〇日 〇〇内科クリニック 入職
4 備付年月日	令和〇年〇月〇日	

5 エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要			
(1) エックス線管容器及び照射筒が規則第30条第1項第1号に規定する遮蔽である	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		
(2) 総ろ過	アルミニウム当量 <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> ミリメートル (内常設 <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> ミリメートル) モリブデン当量 <input type="checkbox"/> ミリメートル		
透視用エックス線装置の場合			
透視中の患者への入射線量率	<input type="checkbox"/> ア 操作者の連続した手動操作のみで作動し、作動中連続した警告音等を発するようにした高線量率透視制御を備えた装置 <input type="checkbox"/> イ アに該当しない装置	患者の入射面の利用線錐の中心における空気カーマ率が、いかなる管電圧と管電流の組み合わせにおいても125ミリグレイ毎分以下にする措置 患者の入射面の利用線錐の中心における空気カーマ率が50ミリグレイ毎分以下にする措置	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
透視時間を積算することができ、かつ、透視中において一定時間が経過した場合に警告音等を発することができるタイマー		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
エックス線管焦点皮膚間距離が30センチメートル以上（手術中に使用する場合は20センチメートル以上）になるような装置又は当該皮膚焦点間距離未滿で照射することを防止するインターロック		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
エックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
利用線錐中の蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器を通過したエックス線の空気カーマ率が接触可能表面から10センチメートルの距離において150マイクログレイ毎時以下		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
透視時の最大受像面を3センチメートルを超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が当該部分の接触可能表面から10センチメートルの距離において150マイクログレイ毎時以下		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
利用線錐以外のエックス線を有効に遮蔽するための適切な手段		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。）の場合			
エックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置		<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
受像面を超えないようにエックス線照射を絞る装置がない場合、エックス線照射野について規則第30条第3項第1号に規定する照射野		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
規則第30条第3項第2号に規定するエックス線焦点皮膚間距離		<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
移動型・携帯型エックス線装置			
使用中の表示		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
立入制限措置		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
撮影時の防護措置		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
装置の保管場所・方法			

胸部集検用間接撮影エックス線装置の場合			
利用線錐が角錐型となり、かつ、利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
接触可能表面から10センチメートルの距離において1ばく射につき1.0マイクログレイ以下となる受像器の一次防護遮蔽体	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
エックス線装置の操作その他の業務に従事する者が照射時に室外への退避ができること又は遮蔽物から10センチメートルの距離において1ばく射につき1.0マイクログレイ以下となる箱状の遮蔽物	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
治療用エックス線装置（近接照射治療装置を除く。）の場合			
ろ過板が引き抜かれたときにエックス線の発生を遮断するインターロック	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
6 エックス線診療室のエックス線障害防止に関する構造設備の概要			
1週間当たりの実効線量が1ミリシーベルト以下になるような遮蔽	天井の外側	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	床の外側	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	周囲の外側	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	窓の外側	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
エックス線診療室の防護物の概要	遮蔽物		構造、材料及び厚さ
	遮蔽を設ける場所		
	天井		コンクリート鉛板2.0mm貼り
	床		鉄筋コンクリート200mm
	周囲の画壁等	東	コンクリート鉛板2.0mm貼り
		西	コンクリート鉛板2.0mm貼り
		南	コンクリート鉛板2.0mm貼り
		北	コンクリート鉛板2.0mm貼り
	監視用窓		鉛ガラス 鉛当量2.0mm
出入口の扉		鉛板2.0mm貼り	
その他の開口部		無し	
エックス線装置を操作する場所	操作室 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無（ ）		
他に同じエックス線診療室に置かれるエックス線装置			
<input type="checkbox"/> 無			
<input checked="" type="checkbox"/> 有	台数	1 台	
	当該装置に関する備付届	<input type="checkbox"/> 未提出	
		<input checked="" type="checkbox"/> 提出済み	届出日（ 令和〇年〇月〇日 ）
	当該装置の型式： ○○○○○○○○		
	複数のエックス線装置からの患者に対する同時エックス線照射		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
2台以上のエックス線装置からの同時照射防止装置		<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

7 エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害の防止に関する予防措置の概要			
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示	患者に対するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	従事者に対するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
管理区域	管理区域を設ける場所	別紙平面図の通り	
	境界における外部放射線の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	管理区域である旨の標識	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	立入制限措置	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
エックス線診療室の出入口にエックス線装置使用中の表示		<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置		<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
放射線診療従事者等の被ばく防止	放射線測定器	ガラスバッチ・ポケット線量計・TLD・アラームメータ・その他（ ）	
	次のいずれかの措置	遮蔽壁その他の遮蔽物を用いることによる放射線の遮蔽	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		遠隔操作装置又は鉗子を用いることその他の方法によるエックス線装置等と人体との間に適切な距離を設ける措置	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		人体が放射線に被ばくする時間を短くすること	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
入院患者の被ばくする放射線（診療によるものを除く。）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置 (※病床を有する場合に記入)		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

注1 エックス線装置1台につき当該様式1部を提出すること。

2 □欄には、該当するものにレ印を記入すること。

3 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室等の平面図及び側面図を添付すること。また、移動型・携帯型エックス線装置については、保管場所を明示した平面図を添付すること。

4 エックス線診療室等の平面図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。ただし、歯科用エックス線装置に係るエックス線診療室については、25分の1の縮図その他の見やすい縮図とすること。

5 管理区域を設けた場合は、その区域、標識及び使用中の表示の位置を平面図中に記入すること。

6 エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師のエックス線診療に関する経歴欄には、次の各号に掲げる事項を記載すること。

(1) 免許証番号及び免許証取得年月日

(2) 入職年月日（放射線関係科配属年月日）

7 漏えい放射線測定結果報告書（日本産業規格A列4番）又は遮蔽計算書を添付すること。